

高齢者等入浴料助成券を 交付します

4月1日から交付開始



町では、在宅の高齢者や心身に障がいを持つ方に対して入浴を通じ、健康増進および身体機能の維持向上を図ってもらうことを目的に入浴料助成券を交付します。

【対象者】

町内に住所を有する方で、次の①、②のいずれかに該当する方

- ① 満65歳以上の方
- ② 身体障害者手帳・療育手帳
・精神障害者保健福祉手帳を所持している方

※ただし、特別養護老人ホームおよび老人保健施設へ入所中および入院中の方は除きます。

【助成金額】

1枚200円
※各施設の入浴料金から200円を引いた金額をお支払いください。

【交付枚数】

年間24枚
(4月中に申請した場合)
※申請月により交付枚数は異なります。

【交付窓口】

保健福祉課高齢者福祉係

- ・ 住民生活課社会係
- ・ 熊石総合支所住民サービス課
- ・ 落部支所・相沼泊川出張所

【利用施設】

- ・ 温泉旅館銀婚湯
- ・ パシフィック温泉ホテル
- ・ 温泉ホテル八雲遊楽亭
- ・ 八雲温泉おぼこ荘
- ・ 見市温泉旅館
- ・ 熊石ひらたない荘
- ・ 和の湯

【注意事項】

助成券は、施設1回の利用で1枚とします。
交付を受けた本人以外は利用できません。

不正などがあつた場合は、助成額の返還を求めることがあります。

各施設の利用時間、定休日などについては、各施設にお問い合わせください。

【問い合わせ先】

保健福祉課高齢者福祉係
(シルバープラザ内)
0137-64-2111
熊石総合支所住民サービス課
01398-2-3111

福祉タクシー助成券の 受付が始まります



心身に障がいを持つ方や高齢の方が、快適な在宅生活を送ることを目的に、社会参加や日常生活の中でタクシーを交通手段として利用する場合、その料金の一部を助成します。

【対象者】

町内に住所を有する方で、町民税非課税世帯に属し(4月～6月までに申請した場合)は令和元年度、7月～翌年3月までに申請した場合は令和2年度の課税状況)次のいずれかに該当する方

- ① 身体障害者手帳を所持している下肢・体幹・視覚・内臓障がい1～3級の方
- ② 療育手帳を所持しているA判定の方
- ③ 精神障害者保健福祉手帳を所持している1・2級の方
- ④ 満80歳以上の方

※なお、医療機関へ入院中の方、特別養護老人ホームおよび老人保健施設に入所中の方は、退院・退所後に手続きをしてください。

【注意事項】

「特定滞納者に対するサー

ビス制限」の対象事業のため、世帯の中に制限を受けている方がいる場合は、助成を受けられない場合があります。

【助成金額】

年額10,000円以内
※申請月により交付枚数が変わります。

- ・ 4～6月申請 10,000円分(100枚)
- ・ 7～9月申請 7,500円分(75枚)
- ・ 10～12月申請 5,000円分(50枚)
- ・ 1～3月申請 2,500円分(25枚)

※ケアハウス、グループホームにお住まいの方は、右記の半分が交付枚数です。

【使用方法】

町内のみ
※今年度より助成金額が変更となっております。

【申請方法】

各手帳、申請者の印鑑(代理申請の場合は、代理で窓口に来られる方の印鑑も必要)を持参してください。

【申請窓口】

- ・ 保健福祉課高齢者福祉係
- ・ 住民生活課社会係
- ・ 熊石総合支所住民サービス課
- ・ 落部支所
- ・ 相沼泊川出張所

【取扱会社】

- ・ (有)八雲ハイヤー
- ・ エスジーハイヤー(株)
- ・ (有)旭ハイヤー
- ・ キャンタク

【問い合わせ先】

保健福祉課高齢者福祉係
(シルバープラザ内)
0137-64-2111
熊石総合支所住民サービス課
01398-2-3111

八雲町福祉タクシー助成券	
交付番号	
2	助成額 利用券1枚につき 100円
	取扱会社 (有)八雲ハイヤー(株) (有)エスジーハイヤー(株) (有)旭ハイヤー(株)
乗車日 年 月 日	乗車車号 号車
有効期限 令和3年3月31日	八雲町長